昭和五十五年政令第九十八号 国勢調査令

定に基づき、並びに同法を実施するため、この政第三条第二項、第十二条第二項及び第十八条の規 令を制定する。 統計法(昭和二十二年法律第十八号) 3

第一条 に関しては、この政令の定めるところによる。 行う国勢調査 (以下単に「国勢調査」という。) 下「法」という。) 第五条第二項の規定により (定義) 統計法(平成十九年法律第五十三号。 以 4

第二条 この政令において「住居」とは、同一の それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居 う。ただし、次の各号に掲げる者については、 たない者についてはその者の現にある場所をい わたる者についてはその場所をいい、三月に満 場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居 しようとする期間を通算した期間が三月以上に 5

定こども園(第十二条の三第一項第二号にお七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認 宿泊している施設 に類する宿泊施設に宿泊しているもの そので、通学のために寄宿舎、下宿その他これら の推進に関する法律(平成十八年法律第七十 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 四条第一項に規定する各種学校又は就学前の 条に規定する専修学校若しくは同法第百三十 号)第一条に規定する学校、同法第百二十四 いて「学校等」という。)に在学している者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 6 7

又は診療所 引き続き三月以上入院している者 その病院 施設を有するものに限る。以下この号及び第一 病院又は診療所(患者を入院させるための 十二条の三第一項第四号において同じ。) に

三 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。第十 り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有す 二条の三第一項第五号において同じ。)に乗 その生活の本拠

く地方総監部(基地隊に配属されている船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置」 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶 については、 その基地隊本部)の所在する

ている者のうち死刑の確定した者及び受刑者 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容され

> 務所、拘置所又は少年院 並びに少年院の在院者をの刑務所、

2 計を共にする者の集まり又は独立して住居を維 持する単身者をいう。 この政令において「世帯」とは、住居及び生

とみなす。 に使用されるものは、同項の世帯を構成する者 営む単身者で、その世帯の家事又は営業のため 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を

のは、同項の世帯とみなす。 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるも

計を営む単身者 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生

めの宿舎に住居のある単身者 の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のた ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他

るものの集まり 前二号に該当しない単身者で住居を共にす

前三号に該当しない単身者

成する各人をいう。 この政令において「世帯員」とは、 世帯を構

四項第三号の規定による世帯を除く。) する世帯員をいう。 この政令において「世帯主」とは、 世帯 を主宰 (第

四項第三号の規定による世帯を代表する世帯員・この政令において「世帯の代表者」とは、第 をいう。

(調査時)

第三条 国勢調査は、これを実施する年 「調査年」という。)の十月一日午前零時 (調査の対象) 「調査時」という。)現在によつて行う。 (以下 下下

|第四条 国勢調査については、法第五条第一項に 規定する政令で定める者は、 る。 次に掲げる者とす

る期間が引き続き三月以上にわたることとな を除く。以下同じ。) にある者で、本邦にあ るもの 調査時において本邦(総務省令で定める島

二 本邦に生活の本拠を有する者(前号に掲げ 舶に乗り組んでいる者を除く。)で本邦外に る者及び調査時において本邦外にある者(船 なるものを除く。) ある期間が引き続き三月以上にわたることと

寄港しないで本邦の港に入つた船舶(調査時 において本邦の港にある船舶又は調査時後五 本邦の港を発し、 途中本邦の港以外の港に 2

が任命する

国勢調査指導員及び国勢調査員は、

総務大臣

少年刑 次に掲げる者は、前項に規定する者に含まれ 邦外に生活の本拠を有する者を除く。) 乗り組んでいる者(前二号に掲げる者及び本 日以内に本邦の港に入つた船舶に限る。)に

2 いものとする。

個人的使用人で日本国民でないもの 世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の 下「外交官等」という。)、外交官等と同一の 受ける者であつて、日本国民でないもの(以 慣行により外交使節と同様の特権及び免除を 団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際日本国政府が接受する外国政府の外交使節

二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機 員(前号に掲げる者を除く。) 及びその者と同一の世帯に属する家族の構成 関の公務に従事する者で日本国民でないもの

(調査事項)

第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあ第五条 国勢調査は、次に掲げる事項(法第五条 以下「調査事項」という。)を調査する つては、第一号リ及びヨに掲げる事項を除く。 世帯員に関する事項

出生の年月男女の別

世帯主との 配偶の関係

現在の住居における居住期間

在学、卒業等教育の状況五年前の住居の所在地

所属の事業所の名称及び事業の種類 就業状態

仕事の種類

従業上の地位

従業地又は通学地までの利用交通手段従業地又は通学地

世帯に関する事項 世帯の種類

世帯員の数

2

住居の種類

住宅の建て方

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第六条 国勢調査の事務に従事させるため、 指導員及び国勢調査員を置く。 -四条に規定する統計調査員として、 国勢調査 法第

3 り修正した調査区の区域ごとに、指定するもの 規定により設定し、又は同条第二項の規定によ の長を含む。以下同じ。)が、第八条第一項 国勢調査員の担当地域は、市町村長(特別

に附帯する事務を行う。 票及び総務省令で定める調査関係書類(以下 指導を受けて、国勢調査員に対する指導、 「調査関係書類」という。)の検査その他これら 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上

5 の他これらに附帯する事務を行う。 条第一項第一号及び第十条第三項第一号におい 世帯を識別するために付した符号をいう。第九 及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当 布、取集及び記入並びに調査関係書類の作成そ 地域内にある世帯に係る識別符号(総務大臣 て同じ。)を記載した書類の配布、調査票の 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導

事務を行うものとする。 の定めるところにより、国勢調査指導員が当該 の一部を行うことができないときは、市町村長 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証)

第七条 市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調 査員に対し、それぞれ総務省統計局長の発行す る国勢調査指導員証又は国勢調査員証を交付し なければならない。

勢調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示 を行うときは、前項の国勢調査指導員証又は国 のなければならない。 国勢調査指導員及び国勢調査員は、その事務

3 の様式は、総務省令で定める (調査区の設定及び修正) 第一項の国勢調査指導員証及び国勢調査員

第八条 市町村長は、調査年の前年の十月一日 町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域を区在により、総務省令で定める基準により当該市 分して調査区を設定するものとする。

する。 行われた場合又は調査時までに生じた総務省令 区について、調査時までに市町村の境界変更が める場合には、速やかにこれを修正するものと で定める事由により調査区の修正を要すると認 市町村長は、前項の規定により設定した調査

3 る 及び修正に関し必要な事項は、 前二項に規定するもののほか、調査区の設定 総務省令で定め

2

(調査の方法)

ー 国势関査員人よ籍に入籍されて、別居にこよりずれかの方法により行う。 月二十日までの期間内において、次に掲げるい第九条 国勢調査は、調査年の九月十四日から十

一 国勢調査員又は第六条第六項の規定により 国勢調査員又は第六条第六項の規定により にほる電子計算機において受信する方法 (八出力装置を含む。以下同じ。) から電気通 (八出力装置を含む。以下同じ。) が識別員 (以下「国勢調査員等」という。) が識別員 (以下「国勢調査員等」という。) が識別員 (以下「国勢調査員文は世帯ごとに配布し、及符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及符号を記載した書類を総務大臣の使用に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

三 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布日までの期間内において取集する方法し、及び当該調査年の十月一日から同月二十二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布

世帯員の不在等の事由により前項各号に掲げ により国勢調査員等が同項第二号に規定する期間 に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に は、国勢調査員等が同項第二号に規定する期間 に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に は、国勢調査員等が同項第二号に規定する期間 により国勢調査員等が同項第二号に規定する期間 により国勢調査を行うことができる。

令で定める。 その他調査の方法に関し必要な事項は、総務省 前二項に規定するもののほか、調査票の様式

(報告の義務及び方法)

第十条 国勢調査に当たつては、調査事項のう にばならない。

当該報告を行うことができる。
世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者
世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者

当該調査票の取集に応じる方法 て調査票に記入し、及び国勢調査員等による 員等の質問に答え、その他の調査事項につい 二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査 一、前条第一項第二号に掲げる方法 第五条第

臣に郵便等により提出する方法で調査票に記入し、及び当該調査票を総務大員等の質問に答え、その他の調査事項につい員等の質問に答え、その他の調査事項について国勢調査ニ 前条第一項第三号に掲げる方法 第五条第三 前条第一項第三号に掲げる方法

(未調査等の場合の措置)

第十一条 第四条に規定する者(以下この条において「調査対象者」という。)について、第九なかつたとき、又は同項各号に掲げる方法による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表の者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表で定める期限までに、市町村長に届け出なければならない。

ればならない。 前項の規定により調査が行われなかつた旨のは 前項の規定により調査が行われなかの方法による調査を国勢調査員等に行わせなける方法による調査が象者について、総務省令で定めるの方法による調査が行われなかった旨の 前項の規定により調査が行われなかった旨の

(調査の期間等の変更)

第十一条の二 市町村長は、天災その他避けるこま十一条の二 市町村長は、天災その他避けることが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しには、直ちに、その旨を都道府県知事に報告別記とのできない事故により第九条第一項各号列記とのできない事故により第九条第一項各号列記とのできない事故により第九条第一項各号列記

ときは、対象となる地域を指定して、第九条第一総務大臣は、前項の規定による報告があつた

(又) することができる。(文) することができる。(支) 第三号に規定する期間又は前条各項の期限(次)が 一項各号列記以外の部分並びに同項第二号及び

ない。

「変更後の調査の期間等を告示しなければならび変更後の調査の期間等を告示しなければならを変更したときは、直ちに、対象となる地域及を変更したときは、前項の規定により調査の期間等

(調査事項情報の審査等)

第十一条の三 総務大臣は、第十条第三項第一号 とができる状態に置く措置であつて総務省令で に係る情報、市町村長にあつては当該市町村の道府県の区域内に住居を有する世帯の調査事項 るものをいう。以下同じ。)を使用して、総務理するために、総務大臣が設置し、及び管理す テム(総務大臣、都道府県知事及び市町村長の 定めるものを講じなければならない。 報に限る。次項において同じ。)を閲覧するこ 区域内に住居を有する世帯の調査事項に係る情 項に係る情報(都道府県知事にあつては当該都 大臣、都道府県知事及び市町村長が当該調査事 事項に係る情報及び第十二条の二第一項第二号 接続した電子情報処理組織であつて、当該調査 使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で ついて、速やかに、調査情報ネットワークシス の規定により送信された調査事項に係る情報に に規定する先行集計事項情報を蓄積し、及び管 5

2 市町村長は、前項の措置が講じられたとき 中町村長は、前項の措置が講じられたとき 市町村長は、前項の指置が正とができる状態に置かれた調査事項に係る情報(以下「調査事項情報」という。)を審査するものとし、都道府県知事の定める期限までに、当該調査事項情報」という。)を審査するものとし、都道府県知事に通知れた調査が表した。前項の措置が講じられたとき まっかい。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知がある 都道府県知事は、前項の規定による通知しなけ審査を終了し、その旨を総務大臣に通知しなけ審査を終了し、その旨を総務大臣に通知しない。
おばならない。

(調査票の審査、提出等)

条第三項第二号の規定により取集し、又は第九の定める期限までに、当該国勢調査員等が第十第十二条 国勢調査員等は、市町村長に対し、そ

なければならない。 国勢調査員等が作成した調査関係書類を提出し 国外調査員等が作成した調査関係書類を提出し

2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定による はがればならない。

指導員に行わせなければならない。悪及び調査関係書類並びに前項の規定により総票及び調査関係書類並びに前項の規定により総の規定により国勢調査員等から提出された調査の規定により国勢調査員等から提出された調査

付しなければならない。
対し、その定める期限までに、当該調査票を送対し、その定める期限までに、都道府県知事に員が検査した調査票を審査し、当該調査票に必員が検査した調査票を審査し、当該調査票に必可しなければならない。

の審査、集計等)
の審査、集計等)
の審査、集計等)

第十二条の二 市町村長は、第十一条の三第二項の規定による調査事項情報の審査を行うに当たつては、都道府県知事の定める期限までに、次に掲は、都道府県知事の定める期限までに、次に掲する措置を講じなければならない。

付すること。都道府県知事に対し、当該調査関係書類を送都道府県知事に対し、当該調査関係書類をともに、検査した調査関係書類を審査するとともに、前条第三項の規定により国勢調査指導員が

二 総務省令で定めるところにより、調査情報 (調査事項情報及び調査票に記入された事項に係る情報のうち第五条第一号ロ及び 第二号ロに掲げる事項に係る情報その他総務 第二号ロに掲げる事項に係る情報をいう。以下こ の号及び次項第二号において同じ。)の審査 及び集計を行うとともに、都道府県知事が当 該集計を行うとともに、都道府県知事が当 な集計を行った先行集計事項情報」という。) いて「市町村先行集計事項情報」という。) いで集計を行ったともに、都道府県知事が当 を閲覧することができる状態に置くこと。

九 る措置を講じなければならない。七 2 都道府県知事は、前項の措置が講じられたとそ 2 都道府県知事は、前項の措置が講じられたと

事項情報及び第十二条第五項知事から審査が終了した旨のは、第十一条の三第三項の規	された調査り都道府県公表等)	項 調査員調査員	ととされている第五項 三項
; ; ;	るものとする。	査員証	「「「「「「「「」」」「「「」」」「「「」」「「「」」「「」」「「」」「「」
定として市町村長に適用があ一機関の長に関する規定は、市一	町村長に関する規定としる事務に係る行政機関の	員証又は国勢国勢調査指導多語管理団体証	* - * ・
ては、法中同項に規定す	3 第一項の場合においては、決	労用を言葉を光奈里司でいる事務	規定の適用
ない。	に配慮しなければなら	が行うことと	第一項の場合こおける
に支障を及ぼさないよう	の生活又は業務の平穏に	定により委託管理	糸その仕込
関係者に質問をするに当たつては、関係者の	り、関係者に質問をする	の三第一項	りの帝吉とり也公要は昔置と構じなければなっ するため、私名の伪語に関する事項を定めた歩
より必要な場所で立ち入一直立の共気に基べき沿等一	─ 五条第一項の規定こよ 「田本の耶員に 育む」	查員	、私会の
足に基づき長等	-	項 員及び国勢調る者) 言じり かいはい おいこう 「こうない」 「「真の場合においては、総務大臣は、国勢」
ナッルルメ゙デゥー・・・・・゚ゥ。 規定による審査及び記入を行うに当たり、	「可の規定による審査及 ・	七条第国勢調査指導	業者に委託して行うことができる。
の三第二項の規定による審査又は第十二条第四	の三第二項の規定による	証し	ょ
順するものは、第十一条	者に質問させる権限に	は国勢	提出
必要な場所に立ち入り、関係	て、その職員に、必要な	査旨尊員	総務
ラロに掲げる事項につい 	号イ及びロ並びに第二号	国内 する 孝記管理 医位	
事務のうち、第五条第一	の権限に	充十 司長の計る妖毛管里才でオ糸利糸利糸	病院又は診療所
一項の規定による行政幾	第十三条法第十五条第	1だ108客舎第六十司長り巻	より利
	入りの	査員で目標	に類する施設で総務省令で定めるもの(入所
	查員	頁 員及び国勢調	
	第員及び国勢	七条第国勢調査指	法律第四十五号)第二条第一項に規定する社 第
委託管理団体	五条国勢調力	調査員	_
団体の選定	廌	出し 員証及び国勢	
世推薦その他の委託管理	査員のは	七条の国勢調査指導委託管理	泊している寄宿舎、下宿その他これらに類す 第
国勢調 き法人その他の団体の	二項第員及び日	て総務大臣	
受委託管理団体となるべ	十五条国勢調力	市町村長市町村長	住宅又は長屋
		項	うこと
	び	,	管理し、又は運営する法人
	第一	五項	!行うこととされてい
	第	項及び	第五項
*	項 並	六条第	次に掲げる施設の
	条	する	(事務の委託)
	号、	定するもの	きる状態に置くこと。
	号及び第	とに、 区域と	計事項情報」という。)を閲覧することがで
	項	、第八条第一項	(第十四条第二項において「都道府県先行集
	第十条第	の区	た先行集計事項
	に第二項、	営	もに
	号 並	第八条第一項 当該委託管理団体が管	が前項第二号の措置を講じた市町村先行集計
		体」という。)	して、市
	項第二	(以下「委託管理	足めるところにより、調査
委託管理団体	九条 第国勢調査員等	その他の	すること。
	国勢調査員等	を管理し、又は	、総務大臣に対し、当該調査関
	項第一は	第一項各号に掲	された調査関係
査員又委託管理団体又は	条第国勢調	の事務を委託された同	項第一号の規定により市町村長

に公表するものとする。 び当該調査票の集計を行い、その結果を速やかる電子計算機を使用して、当該調査事項情報及 の規定により都道府県知事から提出された調査 票の審査を行うとともに、総務大臣の使用に係

2

ち、都道府県知事が第十二条の二第二項第二号 情報の集計を行い、その結果を速やかに公表す 計算機を使用して、当該都道府県先行集計事項 査を行うとともに、総務大臣の使用に係る電子 の措置を講じた都道府県先行集計事項情報の審 るものとする。 総務大臣は、前項の規定による公表に先立

(連絡等に関する事務)

第十五条 都道府県知事は、第十一条の二第一項 関する事務のうち、 若しくは第二項、第十一条の三第二項若しくは か、当該都道府県の区域内における国勢調査に 第三項、第十二条第四項若しくは第五項又は第 十二条の二の規定による事務(第六号において 「第十一条の二第一項等の事務」という。)のほ 次に掲げる事務を行うこと

- との連絡に関する事務 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長
- 二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢 調査のために必要な物品の送付に関する事務 国勢調査の広報に関する事務 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実
- Б. 実施状況その他必要な事項の報告に関する 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の

施状況の把握に関する事務

掲げる事務に関する書類の作成及び保管並び 号に掲げる事務に附帯する事務 その他第十一条の二第一項等の事務又は前各 に調査方法についての基礎調査に関する事務 第十一条の二第一項等の事務又は前各号に

2

- る事務(第八号において「第六条第三項等の事 二条の二第一項又は第十三条第一項の規定によ 第二項、第十二条第一項から第四項まで、第十 第十一条、第十一条の二第一項、第十一条の三 第七条第一項、 おける国勢調査に関する事務のうち、次に掲げ る事務を行うこととする。 務」という。)のほか、当該市町村の区域内に 市町村長は、第六条第三項から第六項まで、 第八条第一項若しくは第二項、
- 推薦に関する事務 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の

五号)

国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞

費用の交付に関する事務 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び

関する事務 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に

品の送付に関する事務 査票の用紙その他国勢調査のために必要な物 国勢調査の広報に関する事務 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調

1

務の実施状況その他必要な事項の報告に関す

都道府県知事に対する国勢調査に関する事

る事務 第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる事方法についての基礎調査に関する事務その他事務に関する書類の作成及び保管並びに調査 務に附帯する事務 第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる

第十六条 第十一条の二第一項及び第二項、第十 号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 受託事務とする。 定により都道府県が行うこととされている事務 び第五項、第十二条の二並びに前条第一項の規一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及 (事務の区分) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

法定受託事務とする。 方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 より市町村が行うこととされている事務は、地 項、第十三条第一項並びに前条第二項の規定に 条第一項から第四項まで、第十二条の二第一 項、第八条第一項及び第二項、第十一条、第十 一条の二第一項、第十一条の三第二項、第十二 第六条第三項から第六項まで、第七条第一 1 1

附 則 の政令は、公布の日から施行する。 (昭和五九年四月二七日政令第一

号

この政令は、公布の日から施行する。 附 一五号) 則 (昭和五九年六月九日政令第一八

する。 この政令は、 二号) 昭和五十九年七月一日から施行

1

則 (平成二年四月一三日政令第一〇

この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成一二年二月一四日政令第三

この政令は、平成十二年四月一日から施行す

則 (平成一二年三月一日政令第五〇

この政令は、公布の日から施行する。

四号) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平 この政令は、内閣法の一部を改正する法律

三六三号) 則 (平成一九年一二月一二日政令第

この政令は、学校教育法等の一部を改正する

三三四号) 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 年四月一日)から施行する。 (平成二十

附 号) 抄 則 (平成二二年四月一日政令第九|

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日) 四二二号) 則 (平成二六年一二月二四日政令第 抄

日 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の から施行する。

七号): 抄 (平成二七年八月七日政令第二八

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (令和二年三月一八日政令第四六

この政令は、 (令和五年四月七日政令第一六三 令和二年四月一日から施行す

(施行期日) 号 附 則 抄

第一条 この政令は、 する。 令和六年四月一日から施行

附

から施行する。 法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日) 附